

## 12-2 地域概況調査

地域概況調査の目的は、植物のうち何を対象として環境影響評価を行うか及びその対象ごとの調査、予測及び評価の手法を検討するために必要な情報を得ることである。そのため、対象事業実施区域及びその周辺区域における植物の概要を把握し、その結果から、植物の生育環境特性から見た対象事業実施区域の位置付けと、そこに出現する可能性があると考えられる重要な植物の推定を行う。

### 1 調査すべき情報

- (1) 植物相の概要
- (2) 植生の概要
- (3) 重要な植物の概要
- (4) 植物の生育環境特性から見た対象事業実施区域の位置付け

### 2 地域概況調査の範囲

地域概況調査の範囲は、対象事業実施区域を中心とする概ね10～20km四方程度の範囲を目安として、地形等環境条件の一体性を考慮して設定するが、場合に応じて拡大し又は縮小する。

### 3 地域概況調査の方法

既存資料の収集、空中写真の判読、専門家等へのヒアリング及び概略踏査を実施する。

### 4 地域概況調査結果のとりまとめ

#### (1) 植物相の概要

調査対象地域における植物種の分布情報を収集、整理して植物種リストを作成する。

また、巨樹・巨木等の植物個体又は植物の種数・量が豊富な若しくは特異な植物群落をすべて抽出・整理して、主要な植物個体及び植物群落リストを作成する。

#### (2) 植生の概要

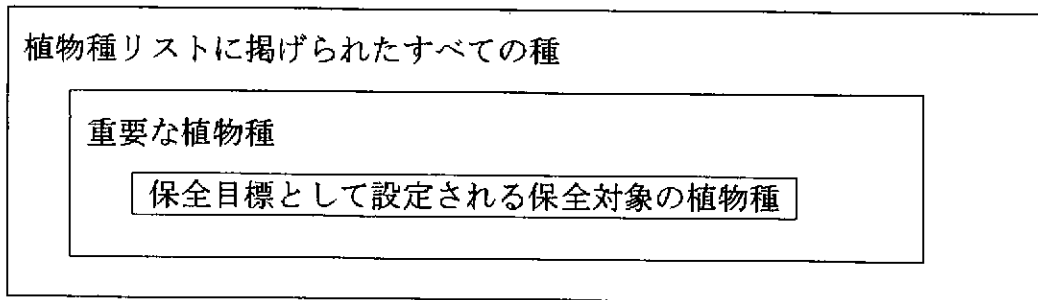
現存植生図に群落特性表を付して収集・整理する。なお、現存植生図の収集・整理に当たっては、空中写真を用いて調査年次以降の大規模改変（大面積皆抜、住宅団地造成等）をチェックする。

#### (3) 重要な動物の概要

先に作成した植物種リスト、主要な植物個体及び植物群落リスト、現存植生図及び群落特性表から、環境保全上注目すべき植物個体、植物種及び植物群落を抽出し、その重要な理由（抽出根拠）、生育状況及び生態特性の概要、環境保全関係の法令指定状況及び文献等の情報源を表にまとめ、合わせてその概略分布図を作成する。概略分布図は、原則として1/5万程度の縮尺の地形図をベースとして作成することとする。

重要な植物個体、植物種及び植物群落とは、環境保全関連の法令により指定されているもの、既往の調査により希少性や分布限界性等の観点から選定されているもの、学識経験者等が注目しているもの、地域住民とのかかわりが特に深いもの等である。

重要な植物種と保全目標として設定される保全対象の植物種等との関係



例  
 注目すべき植物個体、植物種及び植物群落は、表○、表○に示すとおり、○○岳の○○○○1個体、○○○3種、○○山の鉾山植物群落等12地域である。

(4) 植物の生育環境特性から見た事業地の位置付け

空中写真、地形図、植生図又は土地利用図等の既存資料による調査対象地域の過去（昭和20～30年代を中心に）の植生及び土地利用の概略を把握し、先に取りまとめた植物相及び植生の概要等と比較することにより、植生及び土地利用の変遷を明らかにする。また、自然保護活動及び問題の事例や郷土誌等による地域住民の自然環境保全に対する考え方の把握を行って、地域住民の自然観等について検討する。

さらに、これらの検討結果に基づいて、植物から見た環境特性における事業地の位置付けや、事業地と周辺地域との環境面でのかかわりを考慮すべき地域の範囲について、地域環境特性のパターン分類図又は模試図等を作成して説明する。

表12-4 地域類型区分の概要

地域類型区分	自然的・社会的特性の概要			保全及び活用方針の概要
	概要	自然性	人口密度	
山地自然地域	・国土全体の生態系からみると骨格となる地域	高い ↑	低い ↑	・原生的な自然や優れた自然を的確に保全 ・自然体験型の自然との触れ合いの場や研究の場として活用
里地自然地域	・農林水産業などの様々な人間の働き掛けを通じて環境が形成されてきた地域	↑	↑	・優れた自然の保全にとどまらず、森林、農地などの持つ環境保全能力を維持 ・雑木林などの二次的自然を適切に管理 ・これらの森林などを自然との触れ合いの場として活用
平地自然地域	・高密度な人間活動が行われている地域	低い ↓	高い ↓	・残された自然林や豊かな生物相の維持する湿地などを保全 ・雑木林や屋敷林などの適切な管理、公園緑地などの整備を進めるとともに、身近な自然との触れ合いの場として活用
沿岸地域	・海域及び海岸線	—	—	・優れた自然を的確に保全 ・干潟、藻場等の持つ環境保全能力を維持 ・人と海との触れ合いの場として活用

なお、以下に「今治新都市第1地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書 平成12年4月 愛媛県」における「植物」の地域概況調査の事例を示す。

(例)

(2) 植 物

今治市が所在する愛媛県東部地域の植生は、元来ヤブツバキクラス域に属し、シイ、カシ等の常緑広葉樹林を自然林とする地域である。しかし、現在では人為的影響により山地や丘陵地の大部分が二次林や植林地、畑地等に変化しており、自然林は島しょの一部に残存するのみである。

今治市の植生は図3-1-2-3に示すとおり、山地は主にヤブツバキクラス域の代償植生であるコバノミツバツツジアカマツ群集やクロマツ群落が広がり、それを取り巻く丘陵地には常緑果樹園が分布している。また、丘陵地に挟まれた谷部や平野部は、水田等によって占められており、自然植生はほとんど見ることはできない。

本事業計画区域が位置する地域は、常緑果樹園及びコバノミツバツツジアカマツ群集が分布している。

また、「第2回自然環境保全基礎調査」(環境庁、昭和56年)によると、今治市の特定植物群落は、図3-1-2-4に示すとおり、市域南部にある「蛇池の湿地植物群落」(孫兵衛作の蛇池)があげられているが、事業計画区域近傍にはこれに該当するものは存在しない。

さらに、今治市には表3-1-2-1及び図3-1-2-4に示すとおり、愛媛県及び今治市指定の天然記念物や保存樹、保存樹林が点在している。但し、事業計画区域には貴重な植物種及び植物群落は存在せず、周辺地域に愛媛県指定の天然記念物である「大楠」、及び今治市指定の天然記念物である「のだふじ」等が存在する。

表3-1-2-1 天然記念物、保存樹、保存樹林一覧

物件名	所在地	備考	物件名	所在地	備考
1 湿地植物	孫兵衛作(蛇越池)	県指定天然記念物	17 いちよう	別名(囃月院)	市指定保存樹
2 大楠	別名(王澄廟内)	県指定天然記念物	18 もがし樹群	大浜(八幡大神社)	市指定保存樹林
3 とうつばき	桜井(国分寺)	市指定天然記念物	19 みみずばい樹群	神宮(野間神社)	市指定保存樹林
4 のだふじ	小泉(大熊寺)	市指定天然記念物	20 つくしやくなげ樹群	高橋(円照寺)	市指定保存樹林
5 ゆうかりじゅ	桜井小学校	市指定保存樹	21 松林	喜田村(椿森神社)	市指定保存樹林
6 うばめがし樹林	波止浜(龍神社)	市指定天然記念物	22 松林	島生(五千八幡大神社)	市指定保存樹林
7 くすのき	別宮(大山祇神社)	市指定天然記念物	23 くろがねもち	小泉(矢野哲啓)	市指定保存樹
8 くすのき	徳重(一之宮神社)	市指定天然記念物	24 ぼだいじゅ	別名(有田昭男)	市指定保存樹
9 くろまつ	五十嵐(浄寂寺)	市指定保存樹	25 もがし	南大門町(田坂修一郎)	市指定保存樹
10 もみ	新谷(吉祥寺)	市指定保存樹	26 くろまつ	東村(真光寺)	市指定保存樹
11 くすのき	郷(三嶋神社)	市指定保存樹	27 うばひがん	東村(真光寺)	市指定保存樹
12 くすのき	蔵敷(鴨部神社)	市指定保存樹	28 柿	登畑(登畑部落)	市指定保存樹
13 くすのき	高部(巖嶋大明神)	市指定保存樹	29 やまもも	別名(有田昭男)	市指定保存樹
14 つぶらじい	阿方(延命寺)	市指定保存樹	30 のだふじ	別名(有田昭男)	市指定保存樹
15 まぎ	宮ヶ崎(円久寺)	市指定保存樹	31 もがし	野間(西原伸行)	市指定保存樹
16 たらよう	別名(囃月院)	市指定保存樹	32 つばき	近見(井出政寛)	市指定保存樹

出典：「今治郷土史 現在の今治」